

の一四から五七七七の一八まで、五七七七のイ、五七七七のロ、五七七七のヘ、字羽黒山五七七八の一、五七七八の二、五七七九、五七八〇、五七八二の一から五七八二の三まで、五七八三の一、五七八三の三、五七八三の四、五七八四の一、五七八四の六、五七八四の七、五七八四の九、五七八四の二から五七八四の一七まで、五七八四のイ、五七八四のロ、五七八四のハ、五七八四のニ、五七八四のト、五七八四のリ、五七八四のヌ、五七八四のク、五七八六の一、五七八六の二、五七八六のイ、五七八七の一、五七八七の二、五七八七の四、五七八八、五七八九、五七九四から五七九六まで、五七九七の二、五七九八、五七九九の一、五七九九のイ、五八〇〇から五八〇二まで、五八〇四から五八〇六まで、字雨沼一七五三から一七五九まで、一七六一から一七六四まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 五十嵐久平 渡部直三郎 渡部林次郎 遠藤岩吉 児山甚三郎 小山市作 小山豊作 遠藤甚吉 小山善吉 小山栄吉 小山常松 遠藤善作 遠藤定吉 遠藤吉次郎 遠藤浅吉 星源八郎 遠藤源次 五十嵐新次郎 五十嵐久太郎 遠藤卯平 堀井勝太郎 小山清太郎 渡部豊三郎 黒森勸岸 渡部竹松 渡部庄次郎 渡部四五工門 渡部伊八 五十嵐久六 渡部儀作 渡部熊吉 渡部周作 渡部傳三郎 渡部利平 渡部平八 渡部竹四郎 渡部彦七 渡部文吉 堀井長七 渡部長四郎 渡部彌重 渡部久

三郎 渡部七三郎 渡部長太郎 渡部喜六 渡部豊太郎 渡部亀重 渡部常太郎 渡部卯之吉 渡部庄三郎 渡部喜代作 渡部林太郎 渡部金四郎 遠藤清次 堀井久次

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和三年福島県告示第百二十二号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第二百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 五十嵐久平 渡部直三郎 渡部林次郎 遠藤岩吉 児山甚三郎 小山市作 小山豊作 遠藤甚吉 小山善吉 小山栄吉 小山常松 遠藤善作 遠藤定吉 遠藤吉次郎 遠藤浅吉 星源八郎 遠藤源次 五十嵐新次郎 五十嵐久太郎 遠藤卯平 堀井勝太郎 小山清太郎 渡部豊三郎 渡部竹松 黒森勸岸 渡部庄次郎 渡部四五工門 渡部伊八 五十嵐久六 渡部儀作 渡部熊吉 渡部周作 渡部傳三郎 渡部利平 渡部平八 渡部竹四郎 渡部彦七 渡部文吉 堀井長七 渡部長四郎 渡部彌重 渡部久三郎 渡部七三郎 渡部長太郎 渡部喜六 渡部豊太郎 渡部亀重 渡部常太郎 渡部卯之吉 渡部庄三郎 渡部喜代作 渡部林太郎 渡部金四郎 遠藤清次 堀井久次
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和三年福島県告示第百二十三号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

福島県告示第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不分明な者の氏名

星サク 星トクヨ 星忠吉 要サタ

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和三年福島県告示第百十号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不分明な者の氏名

柴田寛二

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和三年福島県告示第百十一号）によること。

（森林保全課）

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を天栄村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不分明な者の氏名

星忠徳 佐藤留五郎 安部喜作

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和三年福島県告示第百二十七号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不分明な者の氏名

松本幸吉

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第百二十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を天栄村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 柿沼春男 柿沼勝三 柿沼信太郎 柿沼利惣次 佐藤秋男 室井一美 室井菊次
 室井源一郎 星伊惣次 星金三郎 星春喜 星富治 相原春吉 相原甚吉 相原清治
 大野福一 田代松右工門 田代辰左工門 田代兵右工門 田代兵吉 田代巨男
- 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第百二十八号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 大内秋吉
- 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第百三十号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 森谷善作
- 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第百三十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

